大阪府条例第　　　号

大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例

　大阪府教育行政事務手数料条例（平成十二年大阪府条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （納入義務者及び金額）  第二条　（略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 区　　　　　　　分 | 金　　　額 | | 一 | 法第五条第一項又は第十六条第一項の規定による普通免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | 二 | 法第五条第二項の規定による特別免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | 三 | 法第五条第五項の規定による臨時免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | （略） | （略） | （略） | | 六 | （略） | （略） | |  |  |  | |  |  |  | | 七・八 | （略） | （略） | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | |  |  |  | | （納入義務者及び金額）  第二条　（略）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項 | 区　　　　　　　分 | 金　　　額 | | 一 | 法第五条第一項又は第十六条の二第一項の規定による普通免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | 二 | 法第五条第三項の規定による特別免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | 三 | 法第五条第六項の規定による臨時免許状の授与に係る申出をしようとする者 | （略） | | （略） | （略） | （略） | | 六 | （略） | （略） | | 七 | 法第九条の二第一項の規定による更新を申請しようとする者 | 三、三〇〇円 | | 八 | 法第九条の二第五項の規定による延長を申請しようとする者 | 二、〇〇〇円 | | 九・十 | （略） | （略） | | 十一 | 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認を申請しようとする者 | 三、三〇〇円 | | 十二 | 改正法附則第二条第三項第三号の確認を申請しようとする者 | 三、三〇〇円 | | 十三 | 改正法附則第二条第四項の規定による延期を申請しようとする者 | 二、〇〇〇円 | | 十四 | 改正法附則第二条第五項の規定による認定を申請しようとする者 | 三、三〇〇円 | |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。